



令和4年2月10日

宮津市長 城崎 雅文 様

宮津市国民健康保険運営協議会

会長 小田 和 夫



令和4年度宮津市国民健康保険税の税率等について（答申）

令和4年2月10日付け宮税第137号で諮問のあった上記のことについて、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 令和4年度宮津市国民健康保険税の税率について

将来にわたり安定的に国保財政を運営していくためには、本市の医療費水準等を考慮した京都府への「国保事業費納付金」と、その納付に必要な「標準保険税率」に基づき税率を設定することが大切である。このため、本市国民健康保険の被保険者の負担として、諮問どおり税率を改定することは適切である。

2 課税限度額の改定について

中間所得者層の保険税負担の緩和を図る観点から、地方税法施行令が改正（予定）される趣旨を踏まえ、諮問どおり課税限度額の改定を行うことが適切である。

3 未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置について

少子化対策として、「子育て世帯の経済的負担軽減」の観点から、全世代対応型の社会保障制度を構築するための関係法令が改正される趣旨を踏まえ、諮問どおり未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置を実施することが適切である。